

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課 (産業廃棄物規制グループ) (06-6630-3284)
行政指導担当名	同上
行政指導の名称	注文者等工事関係者に対する建設汚泥の自ら利用に関する指導
関連する 他局の名称	
概要	建設工事から生じる汚泥を占有者自らが当該現場において再生利用する場合の注文者等工事関係者の役割や利用条件等を定めています。
根拠となる要綱等	大阪市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199703.html)
行政指導指針	<p>○対象となる工事</p> <p>(1) 国、地方自治体等が発注する建設工事であって、建設汚泥の発生が予測される工事 (2) 国又は地方公共団体と同程度の施工管理基準及び管理体制を有するものが発注する建設工事 (3) (1) 及び (2) 以外の建設工事のうち、建設汚泥の発生量が概ね1,000トン以上、建築物の容積率の算定の基礎となる延床面積が概ね10,000平方メートル又は建設計画の区域が概ね10,000平方メートル以上のいずれかに該当する建設工事。ただし、工事完了後に建築物の所有権移転が予定されている建設工事 (所有権移転後の所有者の同意が得られている場合を除く。) は対象としない。</p> <p>○事前協議制</p> <p>1 現場内利用 (1) 注文者は、注文までに再生利用計画について市長と協議 (2) 元請業者は、工事着工前に詳細な利用計画書を市長に提出</p> <p>2 現場間利用 (1) 建設汚泥が発生する工事を注文する担当部署の長は、当該工事の注文までに現場間理由について市長と協議 (2) 建設汚泥が発生する工事を注文する担当部署の長および発生工事元請業者の連名で、処理に関する計画書を市長に提出 (3) 処理後物を利用しようとする工事を注文する担当部署の長および利用工事元請業者の連名で、利用に関する計画書を市長に提出</p> <p>○利用条件</p> <p>1 再生物の品質確認⇒分析による無害の確認、強度試験等による品質確認 2 再生物の利用場所⇒工作物の本体又は工作物と一体的利用に限定 ※土地造成、埋立処分場での利用は禁止 3 再生処理、仮保管中の環境保全対策の実施⇒悪臭、飛散・流出防止対策 4 利用実績報告⇒元請業者は、利用実績を発注者、環境局に報告 5 記録の保存⇒注文者、元請業者は5年間以上の記録保存</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018715.html
備考	